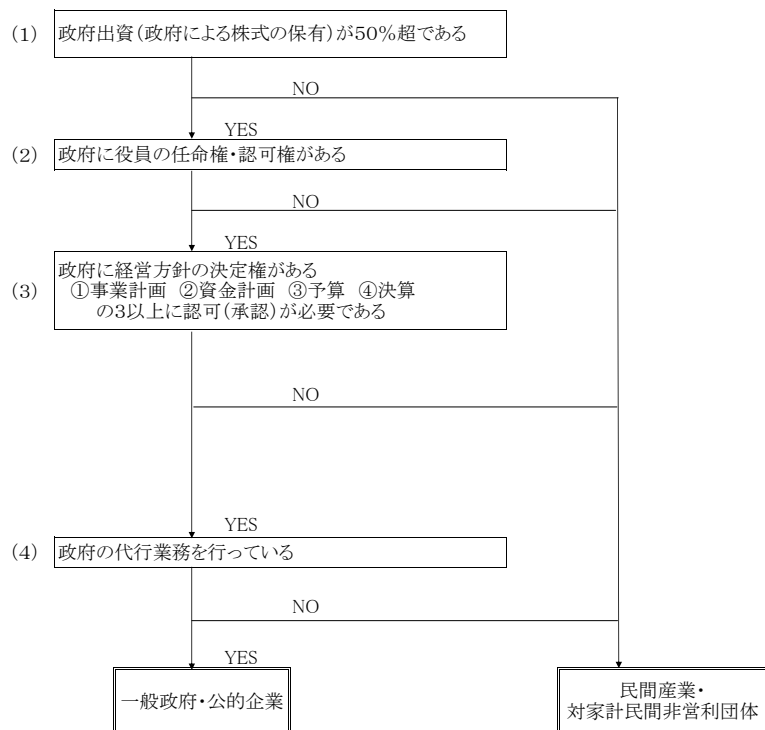
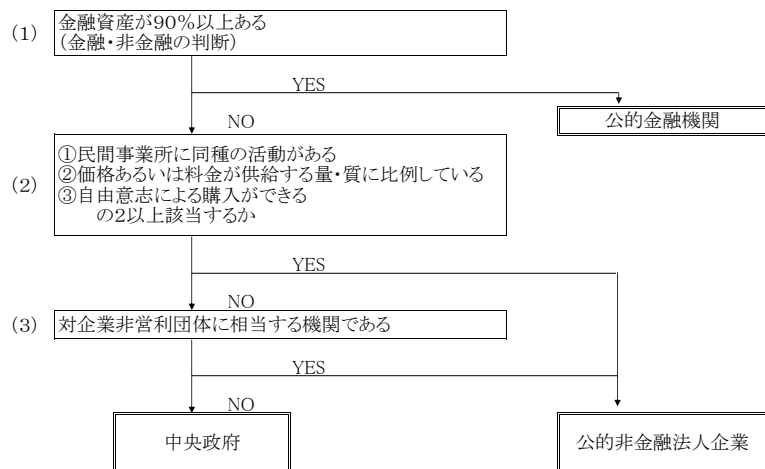


日本郵政株式会社

1 公的部門と民間部門の区分(所有・支配基準を満たしているかどうか)



2 一般政府・公的企業の区分(財・サービスの市場性の有無の判断)



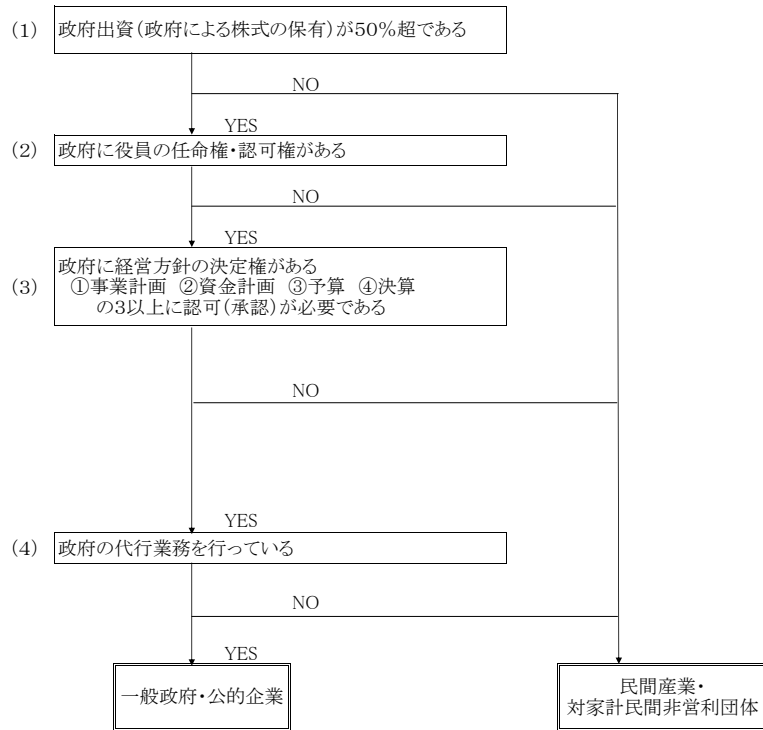
郵政法・・・日本郵政株式会社法

日本郵政株式会社(H19.10.1～)	
(1)	○ ・政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない(郵政法2条)・・・設立時の政府保有100% ・政府は、その保有する会社の株式については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。但し三分の一超は保有(郵政法附則3条)⇒将来、上場の可能性がある
(2)	○ 取締役・監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ効力は生じない(郵政法9条)
(3)	
①	○ 総務大臣の認可を受けなければならない(郵政法10条)
②	○ 事業計画書に資金計画書を添付しなければならない(郵政法施行規則7条1項)
③	○ 事業計画書に収支予算書を添付しなければならない(郵政法施行規則7条1項)
④	× 貸借対照表、損益計算書、事業報告書を総務大臣に提出しなければならない(郵政法12条)
(4)	○ 総務大臣が設立委員を命じ、設立に関して発起人の職務を行わせる(郵政民営化法36条)

(1)	○ 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株式を保有(郵政法1条) 処分するまでの間、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を保有(郵政民営化法61条)
(2)	(会社の目的) 郵便事業会社及び郵便局会社の発行株式の総数を保有し、経営管理を行い、業務の支援を行う(郵政法1条)
①	○
②	-
③	○
(3)	×

郵便事業株式会社

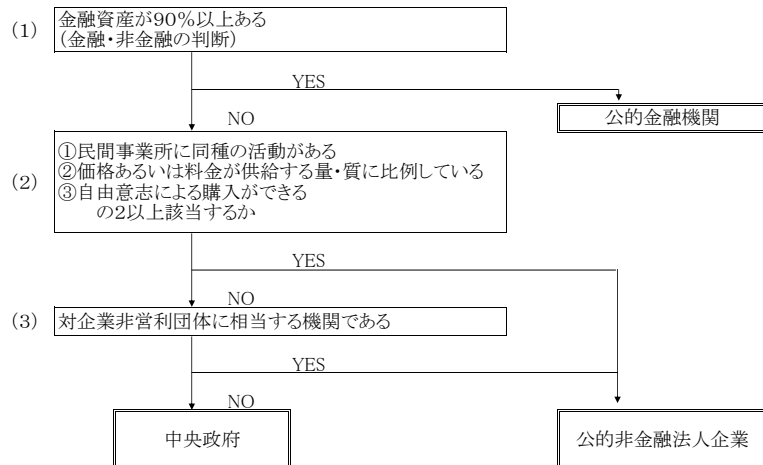
1 公的部門と民間部門の区分(所有・支配基準を満たしているかどうか)



※事業法・・・郵便事業株式会社法
※郵政法・・・日本郵政株式会社法

郵便事業株式会社(H19.10.1～)	
(1)	× 日本郵政株式会社が発行済株式の総数を保有(郵政法1条)・・・政府出資0%
(2)	× 役員は株主総会の決議によって選任する(会社法329条)
(3)	
①	○ 事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない(事業法7条)
②	○ 事業計画書に添付(事業法施行規則8条)
③	○ 事業計画書に添付(事業法施行規則8条)
④	× 貸借対照表、損益計算書、事業報告書を総務大臣に提出しなければならない(事業法10条)
(4)	○ ・日本郵政株式会社が設立の発起人となる(郵政民営化法70条) ・設立に関する事項の決定は日本郵政株式会社に置かれた経営委員会(委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要)が行う(郵政民営化法41条、42条2項、43条4項)

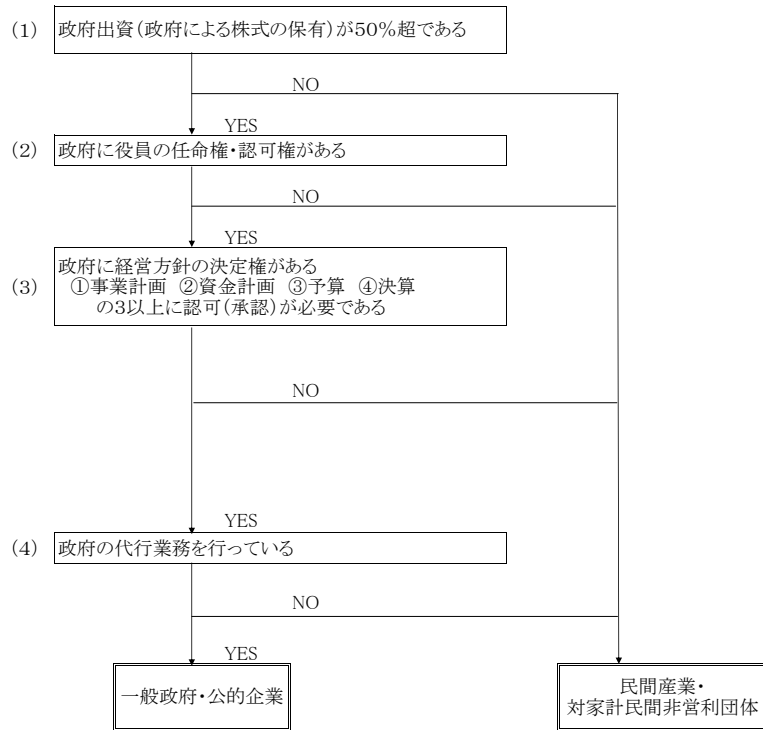
2 一般政府・公的企業の区分(財・サービスの市場性の有無の判断)



(1)	×	
(2)		
①	○	
②	○	
③	○	
(3)	×	

郵便局株式会社

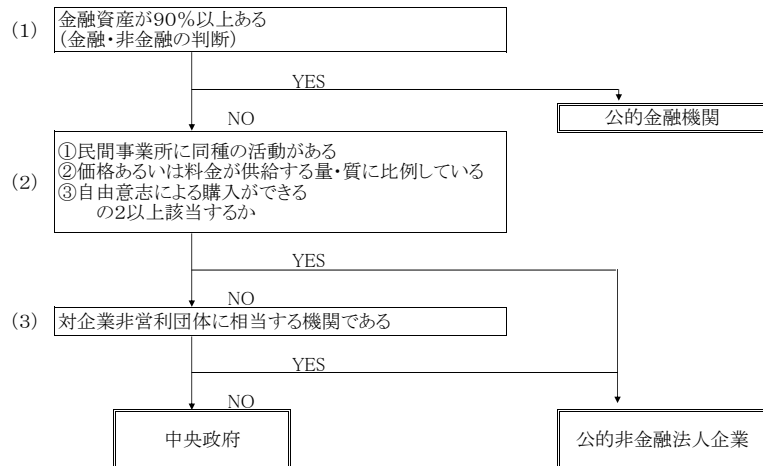
1 公的部門と民間部門の区分(所有・支配基準を満たしているかどうか)



※局法・・・郵便局株式会社法
※郵政法・・・日本郵政株式会社法

郵便局株式会社(H19.10.1～)	
(1)	× 日本郵政株式会社が発行済株式の総数を保有(郵政法1条)・・・政府出資0%
(2)	× 役員は株主総会の決議によって選任する(会社法329条)
(3)	
①	× 事業計画を定め、総務大臣に提出しなければならない(局法9条)
②	× 事業計画書に添付(局法施行規則8条)
③	× 事業計画書に添付(局法施行規則8条)
④	× 貸借対照表、損益計算書、事業報告書を総務大臣に提出しなければならない(局法12条)
(4)	○ ・日本郵政株式会社が設立の発起人となる(郵政民営化法79条) ・設立に関する事項の決定は日本郵政株式会社に置かれた経営委員会(委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要)が行う(郵政民営化法41条、42条2項、43条4項)

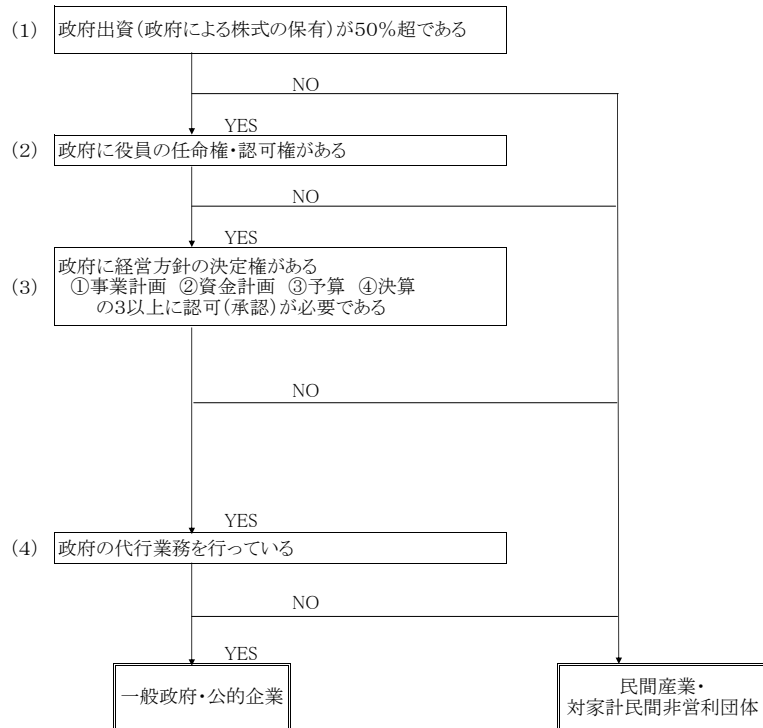
2 一般政府・公的企業の区分(財・サービスの市場性の有無の判断)



(1)	×			
(2)				
①	○			
②	○			
③	○			
(3)	×			

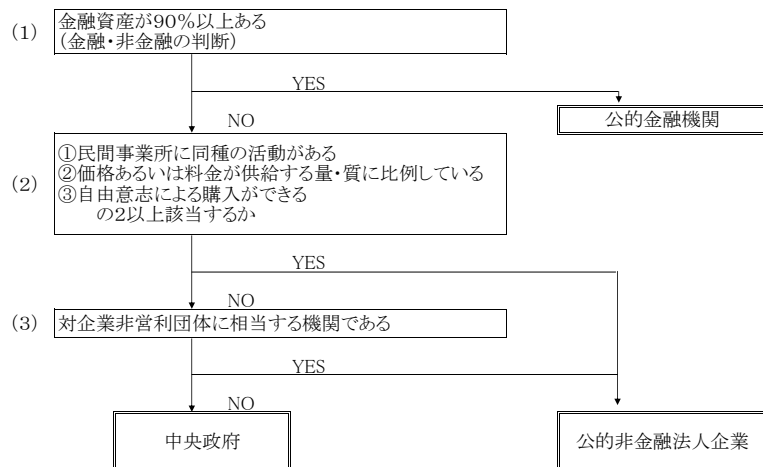
株式会社ゆうちょ銀行・株式会社かんぽ生命保険

1 公的部門と民間部門の区分(所有・支配基準を満たしているかどうか)



株式会社ゆうちょ銀行・株式会社かんぽ生命保険 (H19.10.1～)	
(1)	× 日本郵政株式会社が発行済株式の総数を保有。10年以内(平成29年10月まで)に全額売却し完全民営化。
(2)	× 役員は株主総会の決議によって選任する(会社法329条)
(3)	
①	×
②	×
③	×
④	×
(4)	○ ・日本郵政株式会社が設立の発起人となる(郵政民営化法95,127条) ・設立に関する事項の決定は日本郵政株式会社に置かれた経営委員会(委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要)が行う(郵政民営化法41条、42条2項、43条4項)

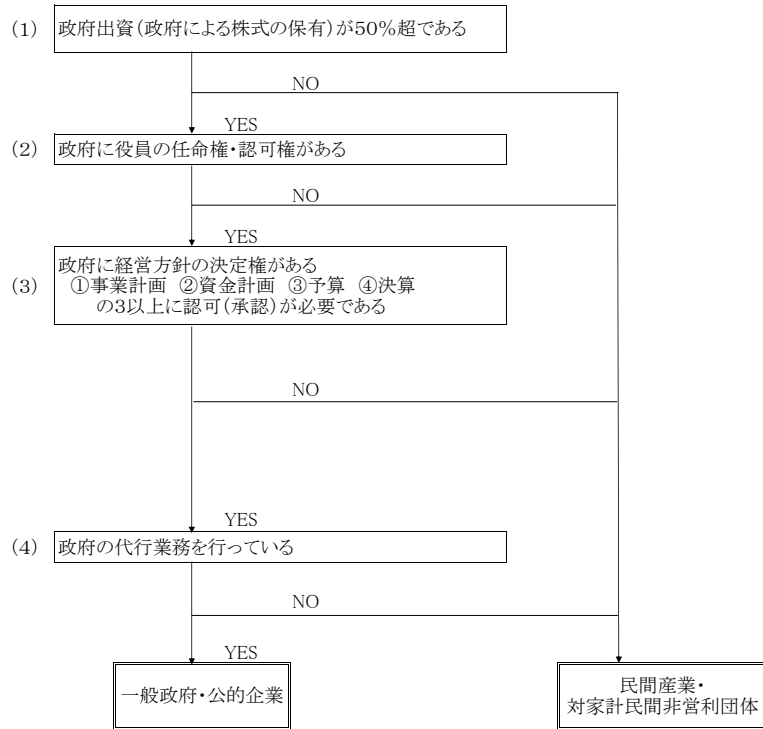
2 一般政府・公的企業の区分(財・サービスの市場性の有無の判断)



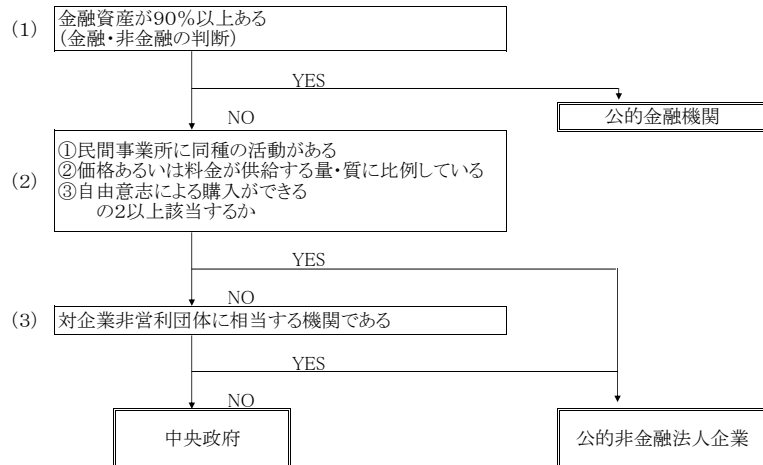
(1)	○
(2)	
①	○
②	○
③	○
(3)	×

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

1 公的部門と民間部門の区分(所有・支配基準を満たしているかどうか)



2 一般政府・公的企業の区分(財・サービスの市場性の有無の判断)



機構法・・・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法
通則法・・・独立行政法人通則法

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(H19.10.1～)	
(1)	<input type="radio"/> 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする(機構法5条1項)・・・政府出資100%
(2)	<input type="radio"/> ・役員として、理事長及び監事二人を置く。理事一人を置くことができる(機構法6条) ・法人の長及び監事は総務大臣が任命、解任する(通則法18条、20条1項、2項、23条)
(3)	
①	<input type="radio"/> 「中期計画」を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない(通則法30条1項)
②	<input type="radio"/> 「中期計画」に資金計画を定める(通則法30条2項)
③	<input type="radio"/> 「中期計画」に予算、収支計画を定める(通則法30条2項)
④	<input type="radio"/> 「財務諸表」を作成し、総務大臣の承認を受けなければならない(通則法38条1項)
(4)	<input type="radio"/> ・主務大臣が設立委員を命じ、設立に関する事務を処理させる(通則法15条1項)

(1)	<input type="radio"/> 特別貯金(郵便貯金資産の運用のため、機構と郵便貯金銀行の間で結ばれる預金契約に基づく貯金)、預金者・保険契約者に対する貸付金などが主な資産(「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」(大臣認可前)による)
-----	--

(2)	(機構の目的) 日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行し、郵政民営化に資する(機構法3条)
①	<input type="radio"/>
②	<input checked="" type="radio"/> 現時点で収益構造が不明
③	<input type="radio"/>
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>